

土企第2297号
平成21年2月23日

各位

沖縄県土木建築部長

請負代金額の減額変更を請求する場合の建設工事請負契約書
第25条第5項運用について（通知）

沖縄県土木建築部において、平成20年7月11日以降、価格高騰の著しい鋼材類、燃料油及びその他の主要な工事材料を対象に、建設工事請負契約書第25条第5項（単品スライド条項）のルールを定めて運用してきたところです。

しかし、その後、鋼材類、燃料油及びその他の材料において価格が下落していることから、減額となる場合の運用について定めましたのでお知らせします。

記

- 1 適用材料
鋼材類と燃料油及びその他の主要な工事材料
- 2 適用月日
平成21年2月23日
- 3 対象工事
実際の搬入時・購入時における各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、当初金額よりも1%以上変動する工事
ただし、部分払いの対象となった出来形部分払い等については対象外とする。
- 4 具体的な算定方法
具体的な算定方法については、別添資料に示すとおりとする。
- 5 別添資料の内容の問い合わせ
土木建築部技術管理課
TEL：098-866-2374
FAX：098-866-2506

平成21年2月23日
沖縄県土木建築部

請負代金額の減額変更を請求する場合における建設工事請負契約書
第25条第5項の運用について

建設工事請負契約書第25条第5項の規定（以下「単品スライド条項」という。）の運用については、「建設工事請負契約書第25条第5項の運用について」（平成20年7月11日付け土企第824号。以下「運用通達」という。）及び「工事請負契約書第25条第5項の運用の拡充について」（平成20年9月29日）に定めたところであるが、単品スライド条項に基づき請負代金額の減額変更を請求する場合については、「建設工事請負契約書第25条第5項の運用について」に加え、下記のとおり運用通達を読み替えること等により対応することとしたので、適正に措置されたい。

記

1. 運用通達記1.（主要な工事材料）中、（1）を次のとおり読み替える。

（1）単品スライド条項に規定する「主要な工事材料」は、各品目ごとに次式により算定した当該工事に係る変動額が請負代金額の100分の1に相当する金額を超えるものとする。

$$\text{変動額} = M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$M_{\text{当初}}$ ：価格変動前の金額

$M_{\text{変更}}$ ：価格変動後の金額

p ：設計時点における各材料の単価

p' ：3.の規定に基づき算定した価格変動後における各材料の単価

D ：4.の規定に基づき各材料について算定した対象数量

k ：落札率

2. 運用通達記2.（スライド額の算定）中、（1）、（2）及び（3）③を次のとおり読み替える。

- (1) 請負代金の変更額（以下「スライド額」という。）の算定は、1. の規定により当該工事の主要な工事材料とされた各材料（以下「対象材料」という。）の単価等に基づき、次式により行う。

$$S = (M_{\text{変更}} - M_{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

$$M_{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

$$M_{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times 105/100$$

S : スライド額

M_{当初} : 価格変動前の金額

M_{変更} : 価格変動後の金額

p : 設計時点における各対象材料の単価

p' : 3. の規定に基づき算定した価格変動後における各対象材料の単価

D : 4. の規定に基づき各対象材料について算定した対象数量

k : 落札率

P : 1. に規定する請負代金額

- (2) 乙が各対象材料を実際に購入した際の代金額を各品目ごとに合計した金額（消費税相当額を含む。）を示して5. (1) により異議を申し立てた場合であって、これら実際の購入金額が(1)のM_{変更}を上回り、かつ証明書類によって適当な購入金額であると認められる場合にあつては、(1)の規定にかかわらず、(1)のM_{変更}に代えて乙の実際の購入金額を用いて、(1)の算式によりスライド額を算定する。
- (3) ③ 燃料油に該当する各対象材料について、5. (3) の規定により、主たる用途以外の用途に用いた数量を4. の対象数量とすることとした場合は、主たる用途以外の用途に用いた数量に、3. (1) ②の平均価格を乗じて得た金額。

3. 運用通達記3. (価格変動後における単価の算定方法) 中、(1) を次のとおり読み替えるものとし、(2) については適用しない。

- (1) スライド額の算定に用いる価格変動後の各対象材料の単価 (p') は、次に定めるとおりとする。

① 鋼材類及びその対象材料（燃料油を除く。）

施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断した搬入月の実勢価格（対象材料を複数の月に現場へ搬入した場合にあつては、各搬入月の実勢価格を平均した価格）とする。

② 燃料油

工期の始期が属する月の翌月から工期末が属する月の前々月までの各月におけ

る実勢価格の平均価格とする。

なお、施工計画書に定められている計画工程表等の甲が有する情報に基づき判断できる場合は、購入月の実勢価格（対象材料を複数の月に購入した場合にあっては、各購入月の実勢価格を平均した価格）とする。

4. 運用通達記4.（対象数量の算出方法）中、（1）③（附則第3項による改正後）にあっては、③及び④）を次のとおり読み替える。

③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油等については、甲の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。

5. 運用通達記5.（搬入等の時期、購入先及び購入価格に関する乙への確認）標題中「乙への確認」とあるのは「乙との協議」と、（1）中「乙が単品スライド条項の適用を請求したとき」とあるのは「甲が算定したスライド額に対し、乙が異議を申し立てたとき」と、（2）中「には、当該対象材料は、単品スライド条項の対象とはしないものとする」とあるのは「は、甲が算定したスライド額を請負代金額の変更額とする」と、（3）中「燃料油」とあるのは「燃料油等」と読み替える。

6. 運用通達記8.（請負代金額の変更手続）（2）中「請求があった」とあるのは、「請求を行った」と読み替える。

7. 運用通達記9.（全体スライドを行う場合の特則）中「鋼材類又は燃料油に該当する各材料の単価」とあるのは、「各材料の単価」と読み替える。

附 則

1. この通知は、平成21年2月23日から施行し、適用する。

2. 工期の末日がこの通知の施行日以降で平成21年3月31日以前である工事に係る運用通達記8.（1）の規定の適用については、「当該請求の際に残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が2月以上ある場合」とあるのは、「工期満了前であって、かつ、平成21年2月27日まで」とする。

3. 運用通達の一部を次のように改正する。

記4.（1）③を④とし、③に次のように加える。

③ 設計図書又は数量総括表に明記されていない燃料油については、甲の積算において使用材料一覧として集計された数量とする。